

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-6  
生活援護の確保

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 高齢者福祉課長 安食 治外 電話番号 0852-22-5236

事務事業の名称	旧軍人及び未帰還者等援護事業	
目的	(1) 対象	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者
	(2) 意図	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。
事業概要	○旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し、恩給申請者の軍歴等の調査確認、遺族等への各種給付金等支給のための裁定及び戦傷病者への療養給付等の援護を実施する。 ○一般財団法人島根県遺族連合会の運営を支援する。 ○中国を中心とした未帰還者、残留邦人等に対し、身元確認調査や帰国後の定着のために、経済的給付を行う支援給付制度等の援護を実施する。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)	目標値	70.0	70.0	70.0	70.0	%
	式・定義	年間裁定等処理件数/年間受理件数	取組目標値					
			実績値	53.3	241.1	93.1		
			達成率	-	344.5	133.0	-	%
2	指標名		目標値					%
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	18,431	19,816
うち一般財源(千円)	10,299	12,790

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

○戦没者等への遺族等に対する援護事務は、そのほとんどが法定受託事務であり、国家補償的観点から実施しているものである。  
 ○第十回戦没者等遺族に対する特別弔慰金裁定等処理状況：H29受付件数 2,246件 裁定等処理件数 2,074件 (受付累計 14,639件 裁定等処理累計 14,309件)  
 ・各種給付金裁定等処理状況：H29受付件数 16件 裁定等処理件数 32件(前年度受付分も含む)  
 ○島根県遺族連合会の会員数：H29末 4,681人 H30末 4,381人 全国戦没者追悼式参列者数：H29 70人  
 ○中国残留邦人等の帰国者対策：支援給付制度の実施主体である3市町と連携を図りながら進めている。毎年度3市町に対して施行事務監査を実施し、適正な支援が行われるよう指導している。(H29年度実地監査1箇所、書面監査2箇所)

## 6. 成果があったこと(改善されたこと)

・戦没者等の遺族に対する各種給付金等を支給することで、対象者の福祉の増進を図った。また、審査チェックリストを活用した審査や事務分担の細分化による複数チェックにより、迅速で正確な事務処理を行った。  
 ・島根県遺族連合会により、研修・広報事業や戦没者慰霊巡拝の参加者への助成事業が実施され、対象者の福祉増進が図られた。  
 ・中国残留邦人の支援給付制度については、施行事務監査を通じて、実施主体である市町の実施水準の向上が図られた。

## 7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

### ①困っている「状況」

・平成30年4月2日で受付が終了した第十回特別弔慰金は、前回請求者数から約2万件的請求を見込んでいたが、受付終了時点で14,639件の請求に留まっているため、時効による未請求者がいる可能性がある。  
 ・請求書類が不備な場合も多く、審査に時間を要したケースがある。  
 ・島根県遺族連合会の会員が減少している。

### ②困っている状況が発生している「原因」

・特別弔慰金は、受給権を満たす遺族がいなくなるまでは、受給権が遺族から遺族へ移行するため、請求対象者の特定が難しい。  
 ・遺族間で受給権の情報が共有されにくい。  
 ・請求者の高齢化等により請求のための情報が不十分な場合、受付窓口の市町村での請求指導が難しい。  
 ・遺族の高齢化や孫・ひ孫世代への継承が難しい。

### ③原因を解消するための「課題」

・平成32年4月に予定されている特別弔慰金は、時効失権を防止するため、県や市町村での広報活動等が重要。また、迅速で正確な事務処理を行うための職員体制の整備をする必要がある。  
 ・市町村での的確な請求指導が行えるよう、市町村が必要とする情報の提供等を実施する必要がある。  
 ・遺族会の存在及び活動をPRし、戦没者の孫、ひ孫世代の入会促進が図れるよう支援する必要がある。

## 8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・第十回特別弔慰金の支給事務は未処理案件を迅速に処理をする。  
 ・次期特別弔慰金に必要な情報を整理する。  
 ・遺族会の活動の広報等の取組みを支援し、遺族会の活動の見直しについても働きかけていく。  
 ・中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。